

スイスにおけるコロナウイルス感染症関連情報（スイス全土感染症危険情報レベル3に引き上げ）

2020年3月23日

●3月23日、外務省では、スイス全土に対して、感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください」を発出しました（既にレベル3を発出しているティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州についてはレベル3を継続します）。

感染の拡大が続いていますので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

欧州各国では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、3月17日（現地時間）、欧州理事会は、欧州委員会の提案に基づき、不可欠でないEUへの渡航の一時的制限を適用することにより、外部国境を強化することで合意し、これに基づき各国により入域制限が実施されつつあります。特にこれらの国の全土において、感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

このような様々な状況を総合的に勘案し、3月23日、外務省はスイス全土を含む欧州18カ国について感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げました。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（モバイル版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

（現地在外公館連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html